

## 匝瑳市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和4年7月8日(金)午後3時から午後4時40分まで

2 開催場所 匝瑳市民ふれあいセンター3階大ホール

3 出席委員

(1) 農業委員 (16名)

1番	椎名弘	委員	2番	滝田博司	委員
3番	伊藤明美	委員	4番	戸村光男	委員
5番	塚本一治	委員	6番	加瀬安男	委員
7番	大木正俊	委員	8番	土屋玲子	委員
9番	佐藤和	委員	10番	石橋慎司	委員
11番	玉澤幸雄	委員	12番	高品文敬	委員
13番	鈴木茂	委員	15番	佐藤郁太郎	委員
16番	布施行雄	委員	17番	小林須美子	委員

(2) 農地利用最適化推進委員 (9名)

19番	太田孝夫	委員	20番	小林重紀	委員
22番	平山敏之	委員	23番	宇野恵三郎	委員
24番	金城ハル子	委員	26番	関口孝男	委員
27番	寺本利幸	委員	28番	江波戸和男	委員
29番	秋山菊次	委員			

4 欠席委員

(1) 農業委員 (1名)

14番 布施陽子 委員

(2) 農地利用最適化推進委員 (3名)

18番	林博之	委員	21番	椎名正和	委員
25番	土屋功	委員			

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 農業振興地域整備計画変更に係る意見決定について (別冊)

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について 8件

議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定について 1件

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について 5件

報告事項 (1)農地法第18条第6項の規定による通知について 1件

その他

- 6 事務局職員出席者  
(農業委員会事務局) 事務局員 3 名  
(市産業振興課) 職員 2 名

7 会議の概要

事務局 ただ今から令和4年7月農業委員会定例総会を開会いたします。

布施会長 委員の皆さん、本日は誠に御苦勞様です。  
委員各位におかれましては、御多忙にもかかわらず御参集いただき、衷心より感謝申し上げます。

事務局 それでは、匝瑳市農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事進行は布施会長にお願いします。

議長 本日の出席農業委員は17名中16名で定足数に達しておりますので、総会は成立しております。  
これより議事に入ります。日程第1の議事録署名委員の指名を議題といたします。  
お諮りいたします。議事録署名委員の指名でございますが、議長指名にて御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長 御異議なしと認めます。  
よって議事録署名委員は、11番玉澤幸雄委員、12番高品文敬委員を指名いたします。  
以上で日程第1を終わります。

議長 続きまして、日程第2の議案第1号「農業振興地域整備計画変更に係る意見決定について」を議題といたします。なお、本議案については去る7月5日農地農政委員会が開催されましたので、その経過報告について、農地農政副委員長より報告をお願いいたします。

2番 農地農政委員会から報告申し上げます。本件につきましては、去る7月5日、午後2時30分より、市民ふれあいセンター3階大ホールにおいて、農地農政委員会を開催いたしました。

内容につきましては、令和4年6月22日に匝瑳市から諮問のありました別冊の農業振興地域整備計画変更に係る意見決定について、を審議いたしました。審議した結果につきましては、本計画案は適当と思われま

す。計画案の詳細説明につきましては、事務局担当課より御説明申し上げます。本総会において、承認決定されますよう、御審議の程よろしくお願

議長 農地農政副委員長からの報告が終わりました。詳細について、事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第1号の別冊議案書を御覧ください。

**【別冊議案書に基づいて農業振興地域整備計画変更の内容を説明】**

議長 事務局の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議長 議案第1号「農業振興地域整備計画変更に係る意見決定について」、質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長 御異議ないものと認め、議案第1号「農業振興地域整備計画変更に係る意見決定について」採決に入ります。

議案第1号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求め

(挙手全員)

議長 賛成全員であります。  
よって本案は、原案のとおり決定いたしました。

議長 次に、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第2号の議案書を御覧ください。番号3番及び6番から8番までは所有権移転に関する件であります。番号1番、2番、4番、5番は、利用権設定に関する件であります。

【議案第2号、番号1番から8番について議案書を基に朗読】

番号1番から8番までは、別添の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

なお、番号2番、4番、5番は、議案第4号の番号3番から5番までの農地法第5条の規定による許可申請に付随する案件であるため、議案第4号の当該案件の知事の処分に併せて取り扱うこととなります。

議 長 　　ただ今の説明に関して、地区担当委員から補足説明をお願いします。

1 2 番 　　番号1番について、譲受人は意欲的に営農しており、問題ないと思われ  
す。

番号2番について、譲受人は、周辺の営農条件に支障を生ずるおそれはないと思われ  
ます。

番号3番について、譲受人は意欲的に営農しており、問題ないと思われ  
ます。

番号4番と5番の譲受人は同一です。周辺の営農条件に支障を生ずるおそれはないと思われ  
ます。

1 3 番 　　番号6番について、譲受人は意欲的に営農しており、問題ないと思われ  
ます。

8 番 　　番号7番について、譲受人は意欲的に営農しており、問題ないと思われ  
ます。

6 番 　　番号8番について、譲受人は意欲的に営農しており、問題ないと思われ  
ます。

議 長 　　事務局及び関係委員の説明が終わりました。これに質疑、御意見はござい  
ませんか。

（質問、意見なし）

議 長 　　議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」、質疑を打ち切  
ることに御異議ございませんか。

（「異議なし。」の声あり）

議 長 　　御異議ないものと認め、議案第2号について、採決に入ります。

議案第2号について、原案のとおり決すると共に、番号2番、4番、5番については、知事の処分に併せて会長専決とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 賛成全員であります。  
よって本案は、原案のとおり許可することに決しました。

議 長 次に、議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第3号の議案書を御覧ください。

【議案第3号、番号1番について議案書を基に朗読】

番号1番について、貸駐車場（35台）用地として田1, 413㎡に計画するものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

議 長 ただ今の事務局の説明に関して、地区担当委員から御報告をお願いします。

10番 番号1番について、申請地を貸駐車場（35台）用地として計画するものです。申請者は、今回申請地の周辺にも駐車場が広がり、JR八日市場駅前の利用者や申請地周辺施設の利用者から需要見込みのある申請地を貸駐車場35台用地として計画するものです。農地区分については、第3種農地相当で、転用目的に問題なく、周辺への日照、排水等の影響はないと思います。

議 長 事務局及び関係委員の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定について」、質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第3号について、採決に入ります。  
議案第3号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求め

ます。

(挙手全員)

議 長 賛成全員であります。  
よって本案は、原案のとおり決しました。

議 長 次に、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第4号の議案書を御覧ください。

**【議案第4号、番号1番から5番について議案書を基に朗読】**

番号1番について、宅地分譲（2区画）用地として畑663㎡を譲り受け計画するものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号2番について、事務所、倉庫、資材置場及び駐車場用地として畑816㎡を譲り受け計画するものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号3番について、営農型太陽光発電設備用地として畑4,654㎡の内0.299㎡を借り受け計画するものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号4番について、営農型太陽光発電設備用地として畑788㎡の内2.7㎡を借り受け計画するものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。なお、本案件には始末書が添付されております。

番号5番について、営農型太陽光発電設備用地として畑599㎡の内0.044㎡を借り受け計画するものです。農地区分と転用目的な問題ないと考えます。なお、本案件には始末書が添付されております。

議 長 ただ今の事務局の説明に関して、地区担当委員から御報告をお願いします。

10番 番号1番について、譲受人は、不動産業を主とする会社で、今回小学校や幼稚園等が近在し、住宅地としての立地に適した申請地を宅地分譲する計画です。宅地分譲は二区画分を予定しており、整地や外構工事を行い、住宅用地として売り出す計画です。農地区分については、第3種農地相当と思われます。転用目的に問題なく、周辺への日照、排水等の影響はないと思います。

13番 番号2番について、譲受人は、木更津市で飲食業の他、鉄くずや農業用機械等の回収、運搬や販売事業を行っており、近年匝瑳市周辺での取引が多い

とから、申請地に新たに事務所や倉庫、資材置場や駐車場等の事業所を設け業務を拡大する計画です。農地区分については、第2種農地相当と思われます。転用目的に問題なく、周辺農地への日照、通風、排水等の影響はないと思います。

1 2 番 番号3番について、譲受人は、申請地に営農型太陽光発電設備の設置を計画しようとするものです。農地区分は、農用地区域内農地です。転用目的に問題なく、周辺農地への日照、通風、排水等の影響はないと思います。

番号4番について、譲受人は、申請地に営農型太陽光発電設備の設置の継続を計画しようとするものです。農地区分は、農用地区域内農地です。転用目的に問題なく、周辺農地への日照、通風、排水等の影響はないと思います。

番号5番について、譲受人は、申請地に営農型太陽光発電設備の設置の継続を計画しようとするものです。農地区分は、農用地区域内農地です。転用目的に問題なく、周辺農地への日照、通風、排水等の影響はないと思います。

議 長 事務局及び関係委員の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について」、質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第5号について、採決に入ります。  
議案第4号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 賛成全員であります。  
よって本案は、原案のとおり決しました。

議 長 次に、報告事項について、事務局から報告をお願いします。

事務局 農地法第18条第6項の規定による通知が1件、利用権の中途解約に係る通知が1件ありました。内容については、記載のとおりです。提出書類は完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理しました。

議 長           ただ今の報告事項について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

議 長           特に発言がないようですので、以上で報告事項を終わります。  
以上で、本日の議案の審議は全て終了しました。

本日、御審議いただいた案件は、

議案第1号 農業振興地域整備計画変更に係る意見決定について	(別冊)
議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について	8件
議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定について	1件
議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について	5件
報告事項 (1)農地法第18条第6項の規定による通知について	1件
(2)利用権の中途解約に係る通知について	1件

でありました。

長時間にわたり、慎重審議をいただき誠にありがとうございました。

また、委員各位の御協力に感謝申し上げます。

これをもちまして、令和4年7月8日匝瑳市農業委員会定例総会を閉会いたします。